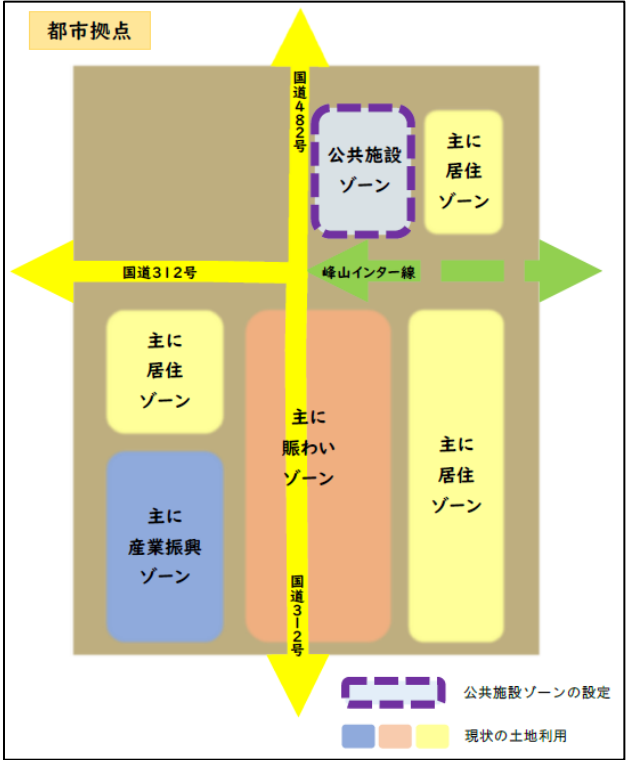
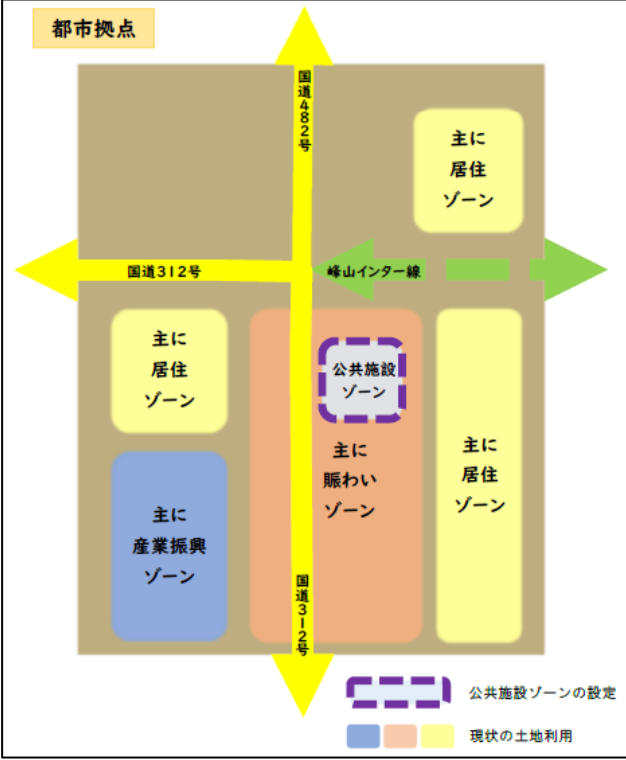


該当ページ	現行	改正案
P.6	3 都市拠点における公共施設のゾーニング (略) 	3 都市拠点における公共施設のゾーニング (略) 
P.20	8 公共施設ゾーンの整備構想 (略) 山陰近畿自動車道の（仮）大宮峰山 IC までの区間については、現在、工事が進められており、新たな市の玄関口が都市拠点内にできます。 IC から取付道路の計画位置周辺は、現在、農地が広がっており、その 近隣に小学校と商業地が立地する状況にあり、取付道路の整備により	8 公共施設ゾーンの整備構想 (略) 山陰近畿自動車道の（仮）大宮峰山 IC までの区間については、現在、工事が進められており、新たな市の玄関口が都市拠点内にできます。 商業機能が集積する区域に公共施設を整備することで、気軽に立ち寄りやすく、かつ、機能的にも相互補完をしようことで、市民、市外来訪

道路周辺の商業地化が進むことや、観光客など市外から道路利用による流入増加が予想されます。

しんざん小学校の教育環境や商業・交流機能が調和したまちづくりが求められていることなど、都市拠点にふさわしい子育て支援、教育・文化や芸術活動など人が集まる交流の拠点整備を進めます。

(1) 公共施設ゾーンにおける施設敷地

- ・ しんざん小学校に隣接し、国道482号、峰山インター線、市道により囲まれた区域を公共施設ゾーンに設定し、このゾーンのなかで施設敷地を特定していきます。
- ・ 施設整備にあたり住宅等の既存建物や地域振興に極力影響ない場所を施設敷地として特定します。

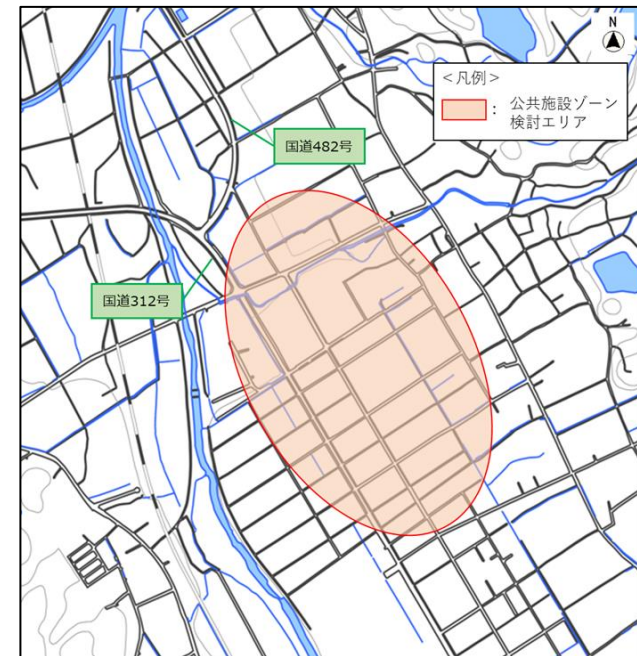


者等の多様な人々の滞在・交流を促進し、多くの人が集まる都市機能が集積されたエリア形成に向け、

都市拠点にふさわしい子育て支援、教育・文化や芸術活動など人が集まる交流の拠点整備を進めます。

(1) 公共施設ゾーンにおける整備場所

- ・ 国道312号と482号の交差点付近で、商業機能が集積する区域を公共施設ゾーン検討エリアに設定し、このエリアのなかで整備場所を検討していきます。
- ・ 施設整備にあたり住宅等の既存建物や地域振興に極力影響ない場所を整備場所として検討します。



(追加)

(3) 京丹後市都市拠点公共施設整備基本計画等検討会議設置要綱

京丹後市都市拠点公共施設整備基本計画等検討会議設置要綱

(設置)

第1条 京丹後市都市拠点公共施設整備基本計画及び京丹後市都市拠点構想（以下「都市拠点公共施設整備基本計画等」という。）の見直し検討をするために、京丹後市都市拠点公共施設整備基本計画等検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都市拠点公共施設整備基本計画等の見直し検討に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、都市拠点公共施設整備に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 京丹後市区長連絡協議会の委員
- (2) 社会福祉団体その他公共的団体等の代表者又は役職員
- (3) 京丹後市子ども未来まちづくり審議会の委員
- (4) 京丹後市文化芸術振興審議会の委員
- (5) 京丹後市図書館協議会の委員
- (6) 知識経験を有する者
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が特に適当と認める者

2 市長は、必要に応じて、前条に掲げる所掌事項に関し助言等を行うオブザーバーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から1年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、その任期を延長することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会議に委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 検討会議は、委員定数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 検討会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、検討会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、市長公室政策企画課都市・地域拠点整備推進室において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

P.30	(追加)	【委員名簿】 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">団体</th><th rowspan="2">氏名</th></tr> <tr> <th>名称</th><th>役職</th></tr> <tr> <td>京丹後市区長連絡協議会</td><td>幹事</td><td>川口 勝彦</td></tr> <tr> <td>京丹後市社会福祉協議会</td><td>会長</td><td>○藤井 美枝子</td></tr> <tr> <td>京丹後市障害者団体連絡協議会</td><td>事務局長</td><td>山添 博史</td></tr> <tr> <td>京丹後市女性連絡協議会</td><td>理事</td><td>今井 みどり</td></tr> <tr> <td>京丹後市 PTA 協議会</td><td>家庭教育委員会 副委員長</td><td>後川 裕美</td></tr> <tr> <td>京丹後市子ども未来まちづくり審議会</td><td>委員</td><td>山副 祐子</td></tr> <tr> <td>京丹後市文化芸術振興審議会</td><td>会長</td><td>田中 智子</td></tr> <tr> <td>京丹後市図書館協議会</td><td>会長</td><td>松岡 豊美</td></tr> <tr> <td>京都大学大学院経営管理研究部</td><td>教授</td><td>◎大庭 哲治</td></tr> <tr> <td>地元地区関係者</td><td>新町区長</td><td>山本 隆明</td></tr> </table> ※氏名に付す印は委員長及び副委員長を示す（◎：委員長 ○：副委員長）。	団体		氏名	名称	役職	京丹後市区長連絡協議会	幹事	川口 勝彦	京丹後市社会福祉協議会	会長	○藤井 美枝子	京丹後市障害者団体連絡協議会	事務局長	山添 博史	京丹後市女性連絡協議会	理事	今井 みどり	京丹後市 PTA 協議会	家庭教育委員会 副委員長	後川 裕美	京丹後市子ども未来まちづくり審議会	委員	山副 祐子	京丹後市文化芸術振興審議会	会長	田中 智子	京丹後市図書館協議会	会長	松岡 豊美	京都大学大学院経営管理研究部	教授	◎大庭 哲治	地元地区関係者	新町区長	山本 隆明
団体		氏名																																			
名称	役職																																				
京丹後市区長連絡協議会	幹事	川口 勝彦																																			
京丹後市社会福祉協議会	会長	○藤井 美枝子																																			
京丹後市障害者団体連絡協議会	事務局長	山添 博史																																			
京丹後市女性連絡協議会	理事	今井 みどり																																			
京丹後市 PTA 協議会	家庭教育委員会 副委員長	後川 裕美																																			
京丹後市子ども未来まちづくり審議会	委員	山副 祐子																																			
京丹後市文化芸術振興審議会	会長	田中 智子																																			
京丹後市図書館協議会	会長	松岡 豊美																																			
京都大学大学院経営管理研究部	教授	◎大庭 哲治																																			
地元地区関係者	新町区長	山本 隆明																																			

(3) 検討経過

ア～ウ（略）

(追加)

(4) 検討経過

ア～ウ（略）

エ 都市拠点公共施設整備基本計画等検討会議

京丹後市都市拠点公共施設整備基本計画及び京丹後市都市拠点構想の見直し検討をするために、京丹後市区長連絡協議会や市の公共的団体の代表、各種審議会の委員、学識経験者などで構成する京丹後市都市拠点公共施設整備基本計画等検討会議を設置し、検討を行いました。

【京丹後市都市拠点公共施設整備基本計画等検討会議の開催概要】

会 議	議 題
第1回 令和7年1月24日	・京丹後市都市拠点公共施設整備基本計画等について ・整備候補地について ・施設機能・規模について
第2回 令和7年3月7日	・京丹後市都市拠点構想の改定案について ・京丹後市都市拠点公共施設整備基本計画の改定案について